定期発行日 毎週火 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒812-0023

平成24年4月10日 第3385号

目 次

告

公

示 (第703号 - 第722号)

	○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
	○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
辍	○福岡県営都市公園に係る手数料の徴収事務の委託	(公園街路課)	2
+121-	○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
Ø	○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
⊪	○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
	○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	3
距	○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	4
岬	○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	4
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
	○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
播日	○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
火曜	○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
10日	○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
月 1(○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
年4	○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
24	○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
平成	○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

- ○福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金の承認 (県民文化スポーツ課) ………7
- ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示

(会計管理局会計課) ………7

示

福岡県告示第703号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小 川

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	片 縄 線下白水	春日市下白水北四丁目 81 番 1 先から 春日市下白水北四丁目 89 番 1 先まで

福岡県告示第704号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小 川

1	土整備 務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
那五	可	※巨	春日市下白水北六丁目 122 番 1 先から 春日市下白水北四丁目 154 番 5 先まで

福岡県告示第705号

汨

平成 24 年 4 月 10 日 火曜 E

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 (第一工区)

田川市大字伊加利1787番、1970番3の一部、1907番9、1907番12から1907番14まで、1913番1、1914番、1915番2から1915番4まで、1924番2から1924番7まで、1925番1、1925番6から1925番9まで、1928番9から1928番11まで、1932番7、1932番8、1932番12から1932番14まで、1947番2、1947番4の一部、1947番9、1947番10、1947番13、1948番1、1948番3、1948番7から1948番83まで、1948番86、1948番87、1952番4から1952番52まで、1952番54から1952番68まで、1954番1から1954番32まで、1954番34、1954番36から1954番44まで、1955番1、1955番3から1955番77まで、1958番1、1958番2、1958番17から1958番31まで、1961番5及び1961番7から1961番9まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川市中央町1番1号

田川市町 伊藤 信勝

福岡県告示第706号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県 営都市公園に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定によ り告示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		≾ =1.₩ 88	
地政の石が	所在地	名称	委託期間	
福岡県営東公園	福岡市博多区板付五丁目 11番2号	東洋緑地建設株式会社	平成24年4月1日 から平成29年3月 31日まで	

福岡県営西公園		にしてつグループ公園	平成 24 年 4 月 1 日 から平成 29 年 3 月 31 日まで	
福岡県営大濠公園 (大濠公園能楽堂を除 く。)	福岡市中央区白金一丁目 21番 16号	管理団体(代表団体 株式会社西鉄グリーン 土木)		
福岡県営名島運動公園	宗像市日の里二丁目 11番地1	宗像緑地建設株式会社	平成 24 年 4 月 1 日 から平成 29 年 3 月 31 日まで	
福岡県営天神中央公 園(旧福岡県公会堂 貴賓館を除く。)	福岡市中央区渡辺通 五丁目4番3号	AD・都市造園グループ (代表団体 株式会 社都市造園)	平成24年4月1日 から平成29年3月 31日まで	
福岡県営春日公園	福岡市博多区千代一丁目17番1号	西部ガス・ファイブ共 同事業体(代表団体 西部瓦斯株式会社)	平成 24 年 4 月 1 日 から平成 29 年 3 月 31 日まで	

福岡県告示第707号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
ШЛІ	川 崎 猪 国 ^線	田川郡川崎町大字川崎 4556 番 13 先から 田川郡川崎町大字川崎 4485 番 6 先まで

福岡県告示第708号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第

3項の規定により公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 釈迦院
- 2 区域の所在地 宗像市大井
- 3 土地の表示
- (1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標 柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
宗像市大井字峠	1828 番	1号及び2号
"	1831 番	3号及び4号
宗像市大井字前	1655 番	5号から7号まで
"	1663 番	9号
"	1694 番 1	10 号
宗像市大井	2687 番	8号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
宗像市大井字水上	1834 番	1号
宗像市大井字宮ノ浦	1604 番	2号
宗像市大井字前	1645 番	3号
"	1646 番	4号
"	1648 番	5号
宗像市大井	2654 番	6号

福岡県告示第709号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 注連原
- 2 区域の所在地 うきは市浮羽町田篭字日南片、字向注連原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から23号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と23号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
うきは市浮羽町田篭字日南片	1865 番 3	1号から16号まで
"	1865 番 3 地先水路敷	22 号及び 23 号
うきは市浮羽町田篭字向注連原	718番1地先道路敷	17 号
"	719 番地先道路敷	18 号
"	723 番	19 号
"	725 番 1	20 号
"	724 番地先水路敷	21 号

福岡県告示第710号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 '	介 護 保 険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護老人福祉施設	4070705415	特別養護老人ホーム杜の家 北九州市八幡西区大字畑 696 - 12	社会福祉法人 無何有の 郷	平成 24 年 4月1日

福岡県告示第711号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人

 ∞

汨

Ш 田 福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省 令第36号) 第135条の2の規定により次のように公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1	介 護 保 険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護老人福祉施設		特別養護老人ホーム ゆー とびあ宇佐町 北九州市小倉北区宇佐町二 丁目5番1号	社会福祉法人さわやか会	平成 24 年 4月1日

福岡県告示第712号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づ き、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により 告示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時報4月号	雑誌 05167-4	株式会社竹書房	青少年の残虐性を 著しく助長し、又 は青少年の非行を 誘発し、若しくは 助長し、その健全 な育成を阻害する おそれがある。

福岡県告示第713号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字西内畑455番1及び455番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区美野島 2-27-15、小郡市福童473-11

小関 亮祐、古賀 恵美香

福岡県告示第714号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の目から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
	大託間 如	前	大川市大字大野島 3043 番1先から 大川市大字大野島 2999 番1先まで	4.0	80.0	
南筑後	県道	大川	後	大川市大字大野島 3043 番1先から 大川市大字大野島 2999 番1先まで	~	80.0

福岡県告示第715号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の目から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

Ш
10
町
4
件
7
松
片

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区	間	幅 員(メートル)	
		前	5	1437番1先か1436番1先ま	7.3 ~ 10.7	49.5	
直方	県道 八木山 若 宮 線	後	5	1437番1先か1436番1先ま	7.3 ~ 10.7	49.5	
		後	5	1437番1先か1436番1先ま	7.0 ~ 16.0	54.5	

福岡県告示第716号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	松恕父	供用開始の区間
直方	八木山 若 宮 線	宮若市下 1437 番 1 先から 宮若市下 1436 番 1 先まで

福岡県告示第717号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	X	間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
直方 県道 岡宮 田		前	宮若市四郎丸 から 宮若市四郎丸 まで		6.2 ~ 50.0	834.8	
		前	宮若市四郎丸 から 宮若市四郎丸 まで		12.0 ~ 50.0	800.0	
	景道 宮 田 線	後	宮若市四郎丸 から 宮若市四郎丸 まで		6.2 ~ 50.0	834.8	
		後	宮若市四郎丸 から 宮若市四郎丸 まで		12.0 ~ 50.0	800.0	
			後	宮若市四郎丸 から 宮若市四郎丸 まで		6.3 ~ 50.0	890.0

福岡県告示第718号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 道路の 事務所名 種 類	路線名	変 更前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長(メートル)	
----------------------	-----	--------	---	---	------------	-----------	--

9

			前	筑紫郡那珂川町大字五ケ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ケ山1056番2先まで	6.9 ~ 46.0	3,205.0
那珂 一般国 385 線 道	1 00-10	前	筑紫郡那珂川町大字五ケ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ケ山1056番2先まで	10.5 ~ 119.0	3,403.0	
	383 秋味	後	筑紫郡那珂川町大字五ケ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ケ山1056番2先まで	6.9 ~ 46.0	3,205.0	
		後	後	筑紫郡那珂川町大字五ケ 山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ケ 山1056番2先まで	10.5 ~ 109.5	3,403.0

福岡県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区	間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
	直方。	前	6	1170 番先か 1716 番 10 先	12.0 ~ 24.0	615.0	
北九州	県道	宗像	後	6	1170 番先か 1716 番 10 先	12.0 ~ 26.0	615.0

福岡県告示第720号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		供用開始の区間
北九州	直方線宗像	宗像市吉留1776番 2 先から 宗像市吉留1723番 6 先まで

福岡県告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	終線名	供用開始の区間
田川	添 田 線赤 池	田川郡福智町赤池 474 番 5 先から 田川郡福智町赤池 474 番 15 先まで

福岡県告示第722号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩初字林シ452番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区富士見二丁目18番9-305号

吉村 大輔

公 告

公告

福岡県立あまぎ水の文化村条例(平成5年福岡県条例第28号)第6条第2項の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立あまぎ水の文化村

2 位置

朝倉市矢野竹831番地

3 利用料金の承認年月日 平成24年3月28日

4 利用料金

無料

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第1号及び第8号の 規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23 号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)が改正されたことに併せ、入札・契約等からの暴力団排除を強化するため、迅速に規則を改正する必要があったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)及び情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)の施行、並びに公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定)の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年3月30日